

東京都板橋区私立幼稚園巡回指導・相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区内の私立幼稚園（以下、「私立幼稚園」という。）における幼児等の心身の健全な成長を支援するため、私立幼稚園において講師が実施する巡回指導・相談事業（以下「事業」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、私立幼稚園に在籍する幼児及びその保護者並びに幼児に関わる教諭等とする。

(事業内容)

第3条 事業の実施内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 幼児の実態把握
- (2) 幼児に関わる保護者及び教諭等との面談・指導・助言
- (3) 幼児について、関係機関との調整・検討

(講師)

第4条 第1条に規定する「講師」とは、臨床心理士、臨床発達心理士のほか、障がい児等に関する専門的な知識及び経験を有する者をいう。

(講師の守秘義務)

第5条 講師は、事業で知り得た幼児及び幼児に関わる者に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(実施時間及び場所)

第6条 事業は、原則として、午前9時から午後4時までの間で事業に必要な時間とする。
2 事業は、私立幼稚園において実施するものとし、講師との日程調整その他事業の実施に必要な行為は、私立幼稚園が行うものとする。

(実施方法)

第7条 事業を実施しようとする私立幼稚園は、実施予定日の1か月前までに私立幼稚園心理専門員（臨床発達心理士等）による巡回指導・相談実施計画申請書（別記第1号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(実施決定及び講師依頼)

第8条 教育委員会は、提出された申請書の内容を審査の上、事業の内容を適正と認めるときは、前条の申請をした私立幼稚園に対し、決定の内容を通知するとともに、講師に対し依頼する。

(実施報告)

第9条 私立幼稚園は、事業実施後7日以内に私立幼稚園心理専門員（臨床発達心理士等）による巡回指導・相談実施報告書（別記第2号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(講師への謝礼)

第10条 教育委員会は、実施報告書の提出を受けたときは、1回当たり16,500円

を講師へ支払うものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めのない事項については、教育委員会事務局次長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

附則

この一部改正は、教育委員会教育長決定の日から施行する。

私立幼稚園心理専門員（臨床発達心理士等）による巡回指導・相談実施計画申請書
 (宛先)
 板橋区教育委員会事務局
 学務課長

年 月 日

幼稚園名 _____

園長名 _____

電 話 _____

このことについて、下記のとおり実施・申請します。

記

件 名	巡回指導・相談
実 施 日 及 び 時 間	年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分から 午 前 ・ 午 後 時 分まで
実 施 場 所	場 所 所在地
内 容	
講 師	住 所 資 格 ・ 肩 書 等 氏 名 連 絡 先
備 考	

私立幼稚園心理専門員（臨床発達心理士等）による巡回指導・相談実施報告書

(宛先)

板橋区教育委員会事務局
学務課長

年 月 日

幼稚園名 _____

園長名 _____

電 話 _____

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

件 名	巡回指導・相談
実 施 日 及 び 時 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
実 施 場 所	
参 加 人 数	教職員 人 ・ 保護者 人 ・ 園児 人 ・ その他 人
内 容	
講 師 氏 名	資格・肩書等 氏 名
備 考	